

朝霞児童相談所（仮称）整備に関する 「朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例」に基づく説明会

日時：令和4年10月1日（土） 10:00～11:00

場所：朝霞市中央公民館 コミュニティセンター集会室

説明会次第

- 1 埼玉県挨拶
- 2 出席者紹介
- 3 計画内容の説明
- 4 質疑応答



事業概要について

整備目的

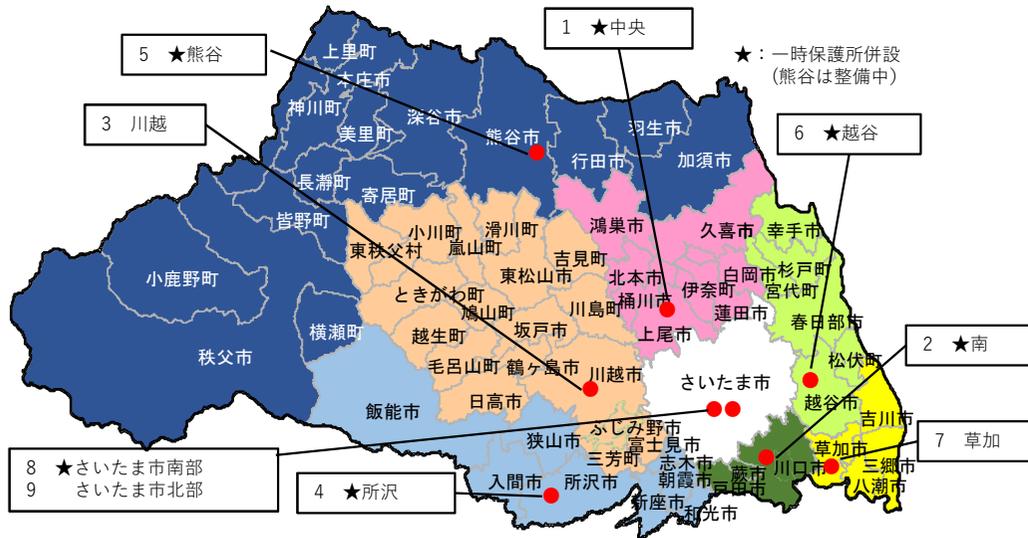
迅速かつ適切な児童虐待に対応を行うために、朝霞市内に新たに児童相談所と一時保護所を整備します。

管轄区域は、以下の6市1町を予定しています。

朝霞市・志木市・和光市・新座市（所沢児相所管）

富士見市・ふじみ野市・三芳町（川越児相所管）

【現在の埼玉県内の児童相談所の管轄区域図】



【県立児童相談所の管轄人口と虐待対応件数】

児童相談所名	中央	南	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
人口 (R3.1.1)	800,216	824,155	1,110,758	1,190,352	848,594	736,263	558,853
虐待対応件数 (R2年度)	1,606	2,215	2,506	2,490	1,715	1,735	1,394

建設地

市立朝霞第一中学校



地番：朝霞市青葉台1丁目2-16 (現 あさか向陽園グラウンド)

整備スケジュール (予定)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設計 基本設計		建設工事 (R5.9頃~R7.3頃)		開所
基本設計		詳細設計		

- 児童相談所とは…子ども（原則18歳未満）についての様々な相談に応じ、問題解決に必要な指導や援助を行う施設
- 一時保護所とは…虐待などから子どもを守るために、子どもを一時的に保護する施設

朝霞児童相談所（仮称）について①

■ 配置計画

計画概要

(関係者)

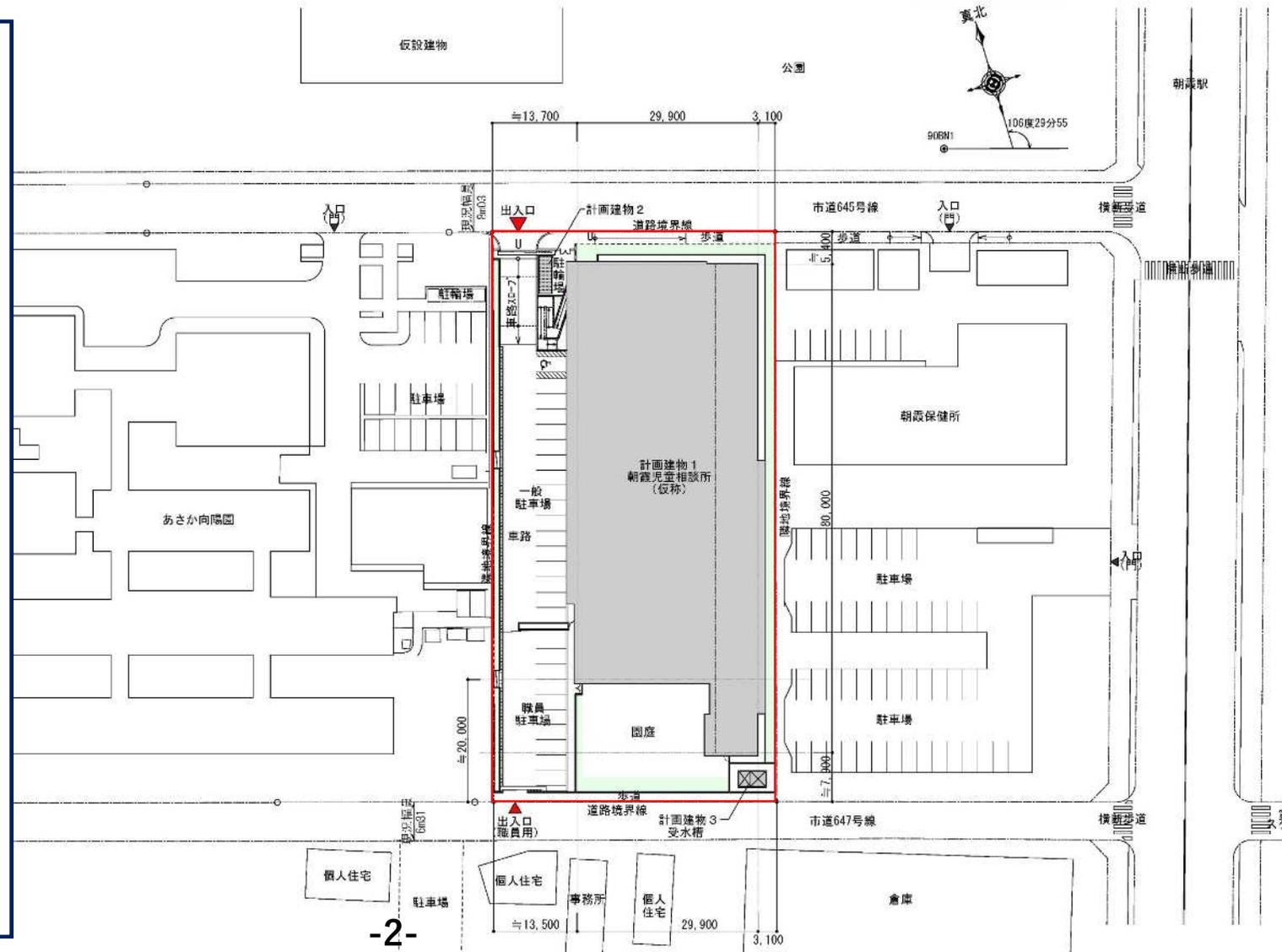
- ・ 建築主 : 埼玉県知事 大野 元裕
- ・ 設計者 : 株式会社 サナクト
- ・ 工事監理者 : 未定
- ・ 施工者 : 未定

(敷地概要)

- ・ 所在地 : 朝霞市青葉台1-2-16
(地名地番)
- ・ 敷地面積 : 4,367.91㎡
- ・ 用途地域 : 無指定 (市街化調整区域)
指定容積率 200%
指定建蔽率 60%
- ・ 地域・地区 : 防火地域指定なし
基地跡地地区地区計画区域

(建物概要等)

- ・ 主要用途 : 児童相談所 (計画建物1)
(一時保護所併設/定員30名)
- ・ 附属建築物 : 駐輪場 (計画建物2)
ポンプ室 (計画建物3)
- ・ 建築面積 : 2,208.10㎡
- ・ 延べ面積 : 4,009.75㎡
- ・ 駐車場 : 17台 (来庁者用)
10台 (業務用)



朝霞児童相談所（仮称）について③

■立面計画 1



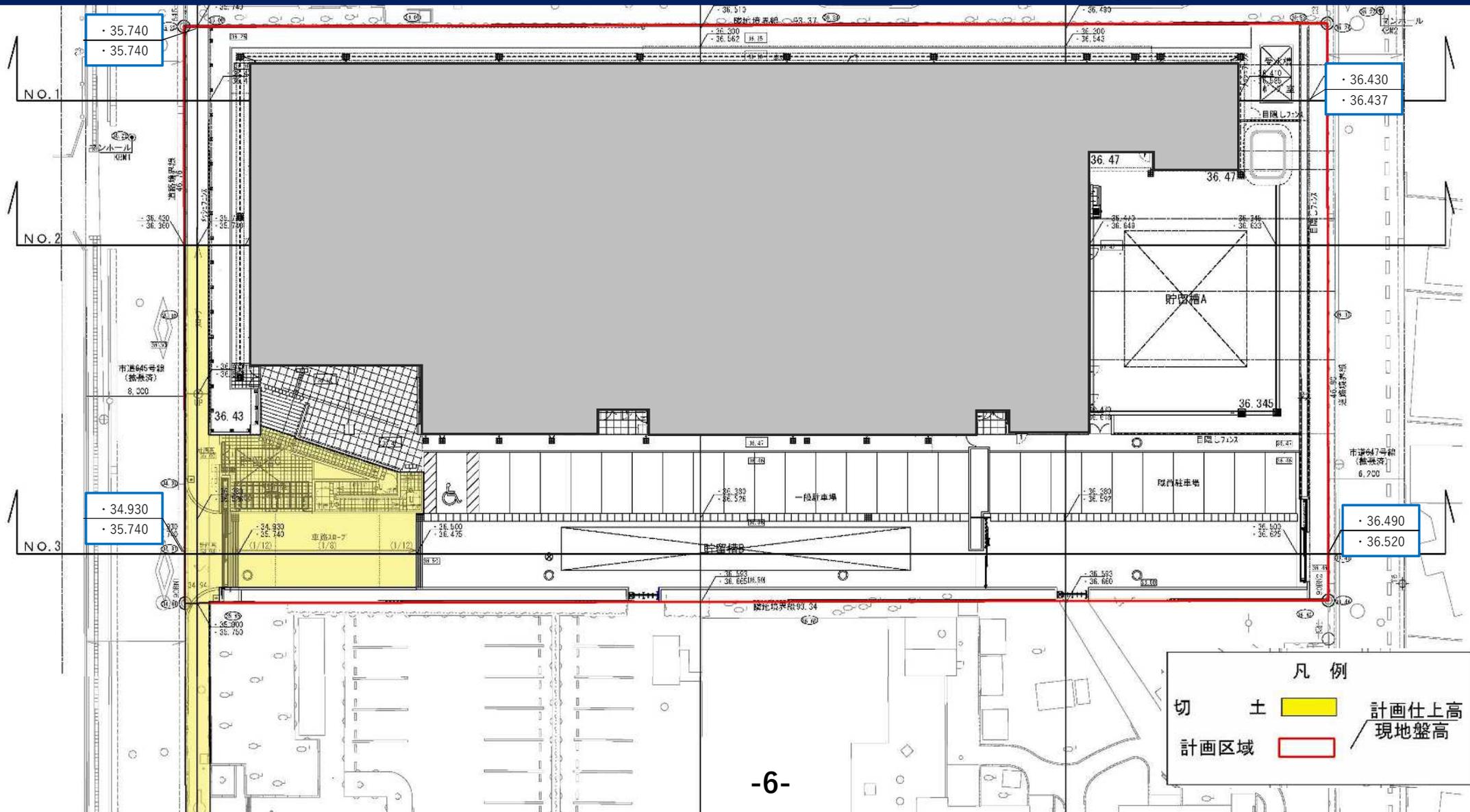
朝霞児童相談所（仮称）について④

■立面計画 2



朝霞児童相談所（仮称）について⑤

（造成計画の概要）

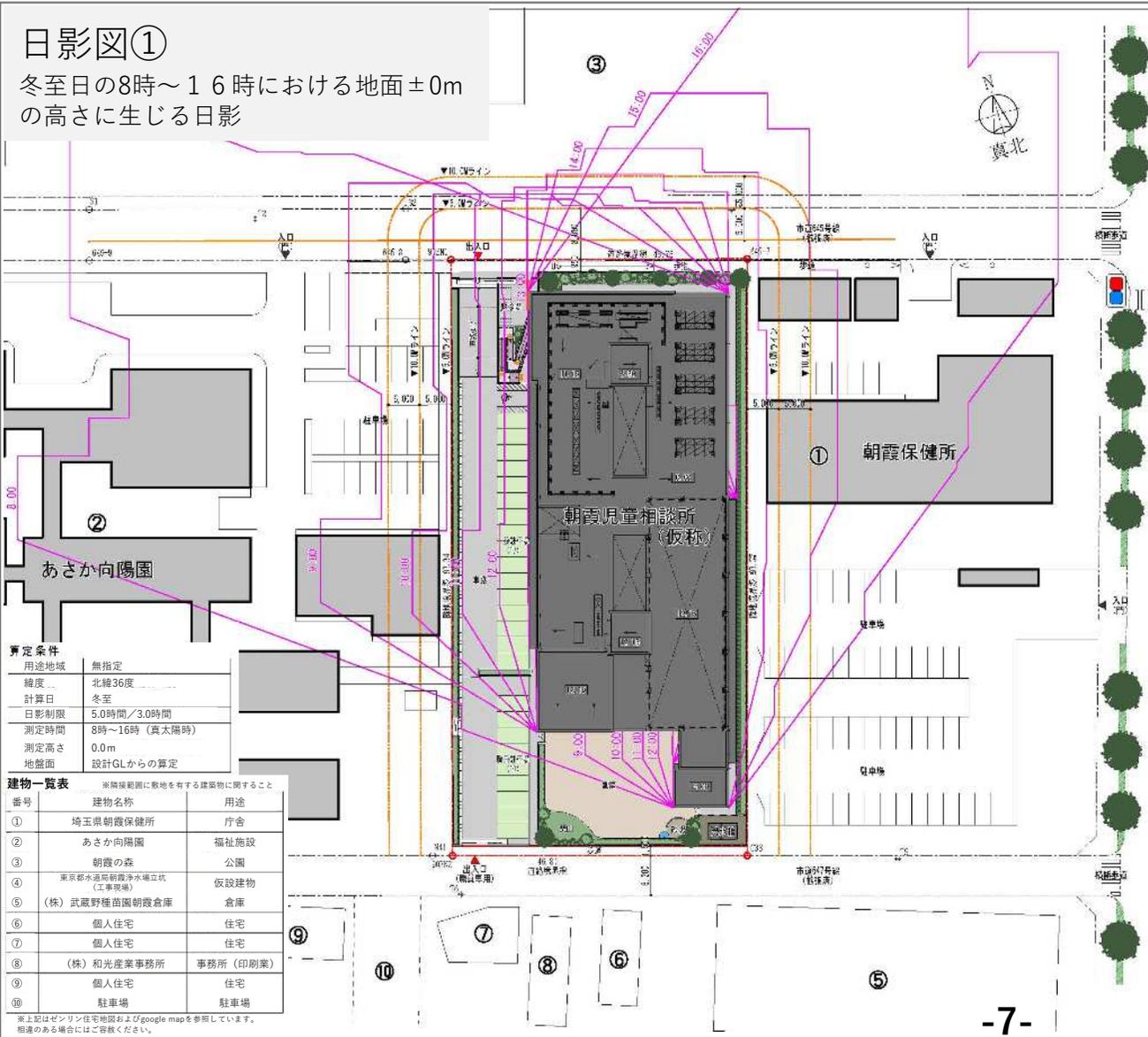


朝霞児童相談所（仮称）について⑥

（日影の影響）

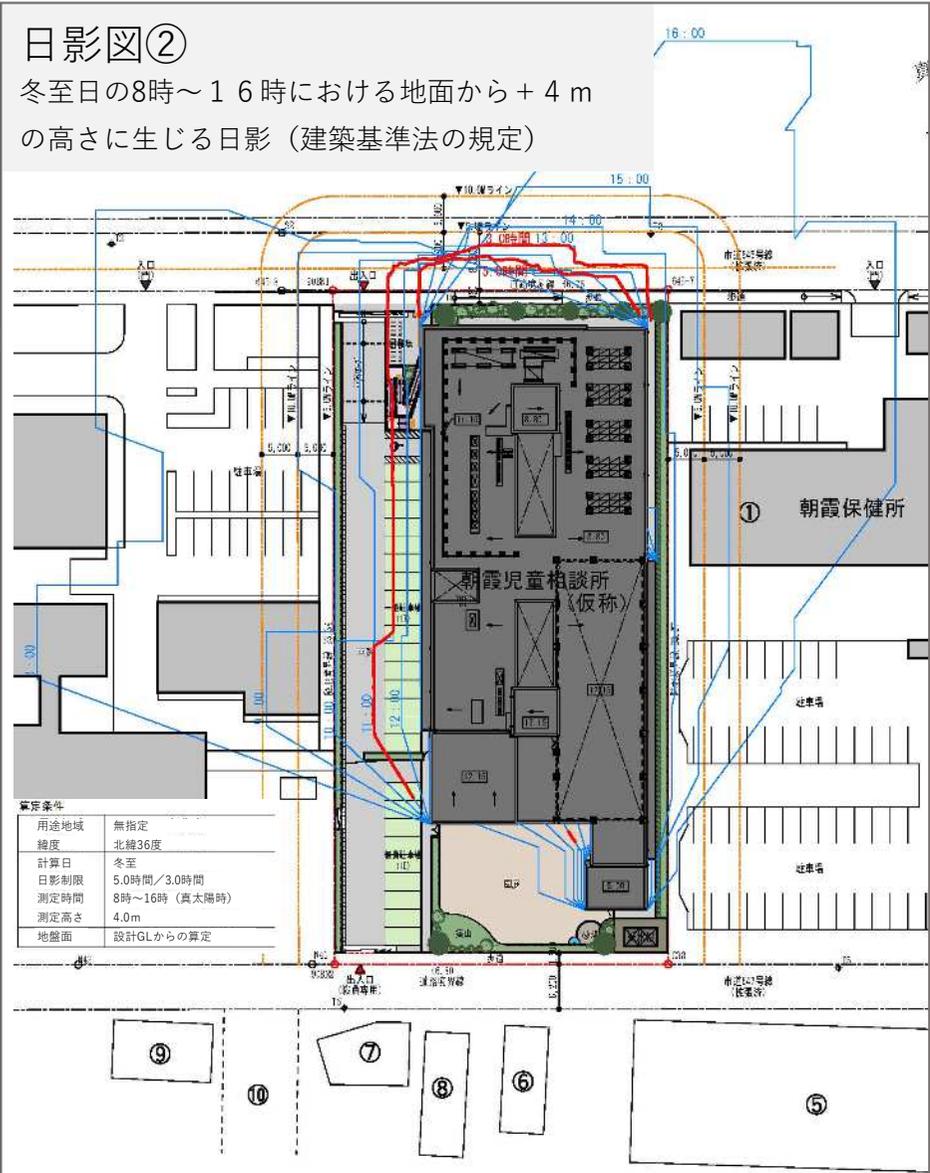
日影図①

冬至日の8時～16時における地面±0mの高さに生じる日影



日影図②

冬至日の8時～16時における地面から+4mの高さに生じる日影（建築基準法の規定）



朝霞児童相談所（仮称）について⑦

（工事の施工）

朝霞児童相談所(仮称) 工事の施工について

本工事の施工について

工事中は安全に十分配慮して施工を行います。工事に関しては下記事項を遵守するよう施工者を指導いたします。

(a) 工事内容の公表について

・工事工程、作業内容、責任者氏名及び問い合わせ先については、作業場の外から見やすい位置に掲示してお知らせいたします。

※施工者が正式決定後掲示いたします。

・工事着工前の連絡先については、下記の連絡先へお願いいたします。

(b) 作業時間及び休業日について

・作業時間は原則として午前8時から午後6時までとし、日曜日及び祝日は休業日とします。

・天災、その他安全を確保するために必要な場合は前述にかかわらず作業を行うものとします。

・騒音が少ない仕上げ・内装・外構工事等の軽作業、準備及び後片付け等の作業は、前記に関わらず作業を行う場合があります。またコンクリート打設及びその仕上げ作業など、中断が不可能な場合に、作業時間を延長させていただく場合があります。

・工事工程・作業内容については、作業場の外から見やすい位置に掲示してお知らせいたします。

(c) 工事車両の安全対策について

・工事車両の出入口には、交通誘導員を配置し、一般歩行者並びに通行車両等の安全を確保いたします。出入り頻度の高くなるコンクリート工事に際しては、交通誘導員を配置し交通管理と安全管理を徹底します。なお、工事車両の出入りは原則として北側道路とします。

・作業場周辺の道路上には、工事車両及び工事の関係車両を駐車させないよう徹底いたします。

・大型車両の運行に際しては交通安全に努めると共に、道路舗装や構造物に破損が生じた場合には道路管理者と協議の上、原状復旧等必要な対応を行います。

(d) 隣接建築物への危害防止について

・計画地周囲を鋼製板またはネットシートで囲い、工事建物の外周は養生シート等を施し、飛散・落下防止に万全を期します。

(e) 工事中の騒音・振動・ほごり等への対策について

・本工事の施工に際しては、低騒音低振動型の重機を使用し、騒音・振動の発生を抑制します。

・土砂運搬時のこぼれ、飛散あるいは泥土の流出等を防止するため、場内にて車両清掃を行ってから出場します。

(f) 風紀・衛生面について

・工事作業現場付近における適切な安全対策の実施及び火災・工事障害等の防止のため、現場管理を厳正に行います。

・作業員の風紀・衛生については充分留意厳正に指導・監督し、作業員用休憩所を設けることで、路上などで飲食や休憩したりすることのないようにいたします。

生活環境への影響について

(g) 電波障害について

・問題が発生した場合は原因調査を行い、本工事に起因していることが判明した場合には正常に電波が受信できるよう必要な措置を講じます。

(h) 風環境について

・計画建物は高層建物ではないため、いわゆるビル風の発生は想定していません。

(i) 日照阻害について

・別添の通りです。

(j) ゴミ処理について

・建物内に保管庫を設け、臭気・衛生面に配慮します。

(k) 駐車場について

・駐車場は敷地内に配置し、アイドリングストップの励行とあわせて騒音防止に努めます。

連絡先（事業主）

（事業に関すること）埼玉県子ども安全課児童相談所整備担当 藤村 TEL 048-830-3362

（設計・工事に関すること）埼玉県営繕課大規模施設担当 祝(ほうり)・福田 TEL 048-830-5629

朝霞市の条例について

○朝霞市開発事業等の手続き及び基準等に関する条例の概要（第8条、第9条、第10条関係）

（第8条関係）

- ・ 開発事業等の構想を記載した「構想届出書」を朝霞市へ提出すること

（第9条関係）

- ・ 開発事業等の概要を記載した「構想表示板」を現地に設置し、その旨を朝霞市へ届け出ること
- ・ 近隣住民に対し、説明会等の方法で、構想等の説明を行うこと

※近隣住民とは、敷地境界から建物高さの2倍の範囲内にある土地や建物の所有者や居住者など

（第10条関係）

- ・ 説明会等の結果を記載した「構想説明報告書」を朝霞市へ提出すること
- ・ 近隣住民は、事業者に意見書を提出することができる※朝霞市による構想説明報告書の公開から14日以内の提出
- ・ 事業者は、意見書の提出があった時は、見解書を意見提出者へ提出すること。

※上記の開発事業等に関する「構想届出書」、「構想表示板設置届出書」、「構想説明報告書」は、朝霞市役所で閲覧可能

※条例本文等は、朝霞市ホームページ（<https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/27/kaihatu-tetuduki.html>）をご確認ください。

意見書の提出先

(本件の意見書の提出先)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県福祉部こども安全課児童相談所整備担当 あて

※意見書を提出された場合、「開発事業等構想意見書の写し送付書」と「提出した意見書の写し」をご本人から朝霞市担当部署へ送付してください。

(朝霞市担当部署の送付先)

○郵便の場合

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号
朝霞市役所都市建設部開発建築課 あて

○窓口提出の場合

朝霞市役所5階 57番 開発建築課窓口まで